雄山中学校 いじめ防止基本方針

【目指す生徒像】

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」ということを自覚し、自他の存在を等しく認め、互い の人格を尊重することができる生徒
- ・互いの考えが異なっても、それを調整して解決したり、自分の言動が他に与える影響を考えて行動したりすることができる生徒
- ・者と円滑にコミュニケーションをとることができる生徒

【PTAとの連携】

- ・PTA役員会や学校評議員会で学校の現状を伝え、理解と協力を得ながら、地域や家庭との連携を深める。
- ・学習参観や学校行事等、機会を捉えて保護者に学校を公開する。
- ・PTA事業「古紙回収」、「クリーンアップ雄山」等を通して、 保護者と協力しつつ生徒の健全 育成に努める。

【生徒指導・いじめ対策委員会】

- ・週1回の生徒育成委員会では常にい じめについて話題にするなど「いじ め対策委員会」のチェック機能を日 常的に働かせる。また、主任等によ る「情報共有会議」でも委員会の報 告をもとに情報共有をし直す。
- ・生徒育成委員会のメンバーは、教頭、 生徒指導主事、カウンセリング指導 員、養護教諭、各学年の生徒指導担 当者、生徒会担当者、いじめ対策S C、SSW(警察OB)とする。
- ・緊急の「いじめ事案」がある時は、 校長を中心に、委員会のメンバーに 学級担任、学年主任、SC等を加え て対応する。

【関係機関】

・SSW(やSSW)(やを必り、一番のののがで見のでは、一番

【いじめの防止】

〇学級経営

- ・生徒が安心して生活できる、生徒一人一人の心の居場所となる学級づくりを目指す。
- ・互いのよさを認め合う望ましい生徒同士の人間関係を育てるとともに、生徒との信頼関係を築く。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」ということを、機会ある度に繰り返し指導する。

〇「分かる授業」「楽しい授業」「学び合い」

- ・一人一人の生徒を大切にした「分かる授業」「楽しい授業」に努め、充実感や達成感を味わわせることによって、生徒の自尊感情を育てる。
- ・自分とは異なった見方や考えを認め、互いに支え合い学び合える場を授業の中につくる。

〇生徒の自主的な活動

- ・生徒会活動や学年協議会の活動、学級活動、学校行事、部活動等で、生徒一人一人のよさが発 揮される場を設定し、生徒の自尊感情を高める。
- ・生徒がいじめを「自分たちの問題」として捉え、いじめを生まない学級、学年、学校とするための活動を促す。

○道徳の授業

- ・校内研修等により道徳の授業力向上を図り、道徳の授業を通して生徒の道徳性を高める。
- ・道徳の授業を通して「いのちの教育」や人権教育を推進し、生命を大切にする心や人権を尊重する態度、互いのよさや違いを認め、他を思いやる心を育てる。

〇予防的なプログラムの実践

・生き方を考え、コミュニケーション力を高めるため、「ライフスキル教育」を教育課程に位置 付け、ソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニング、構成的グループ・エンカ ウンター等を、特別活動や総合的な学習の時間に実践し、いじめの未然予防につなげる。

○生徒の模範となる教師の姿

・教師の姿が生徒の模範となるよう、「人権意識チェック表(教師用)」を定期的に活用して、自身の言動の振り返り等、一人一人の教師が人権感覚を磨く。

〇全校体制

- ・夏季休業中に、教師の指導力や学校の対応力向上を目指した校内研修を実施する。
- ・生徒育成委員会での協議内容等、教師間で生徒指導上の情報を共有し、連携しながら組織的に 対応する。

〇情報モラル教育

・技術・家庭科の授業等で、情報モラル教育を実践し、ネットいじめの未然防止に努める。

٦

【早期発見】(5月・7月・9月・11月・1月・3月)

〇定期的なアンケート調査の実施

- ・年間6回、全校生徒を対象にアンケート調査(「雄山中学校を居心地のよい学校にするために」) を実施し、いじめの早期発見に努める。
- ・アンケート結果を教師間で共有し、生徒からの訴えにできるだけ早く組織的に対応する。

〇教育相談の実施

- ・6月と11月に全校生徒を対象とした教育相談を実施し、いじめの早期発見に努める。
- ・相談した生徒のプライバシー等に十分に配慮した上で、相談内容を教師間で共有し、その後の 生徒指導に生かす。

〇日常的な取組

・生徒の小さな変化を見逃さないように常にアンテナを高く保ち、朝の玄関指導や担任による生活ノートの点検、校舎内外の環境点検等を通して、いじめの早期発見に努める。

〇カウンセリング指導員やSCの活用

- ・相談室前に「ホワイトポスト(相談ポスト)」を設置し、常時、生徒からの相談を受け付ける。
- ・カウンセリング指導員やSC等への生徒や保護者からの相談内容がいじめに関わるものである場合、相談した生徒や保護者のプライバシー等に、十分に留意した上で教師間で情報を共有する。

OSSW (警察OB) の活用

・SSW(警察OB)と常に情報交換を行い、校内巡回等で、いじめにつながるような状況がなかったかを確認する。

〇相談先の周知

・富山県総合教育センターの「24時間いじめ相談電話」等、学校以外の相談先を生徒及び保護者 に周知するように努める。

○富山県教育委員会によるネットパトロールとの連携

・富山県教育委員会のネットパトロールと連携し、「ネットいじめ」の早期発見・未然防止に努 める。

【いじめに対する措置】

〇いじめられた生徒には

- ・いじめられた生徒から事実関係を丁寧に聞く。つらい気持ちを受け止めた上で、あなたが悪いのではないということや徹底して教師が守り通すこと、秘密を守ることを伝える。家庭訪問により、その日の内に状況を保護者に伝える。(後日、新たな事実が分かれば、その都度連絡する。)
- ・必要に応じて、周囲の生徒や教職員からも話を聞き、事実関係を確認する。
- ・複数の教師が協力して、いじめられた生徒の見守りを継続し、学級担任が定期的に面談するな ど、生徒の安全確保に努め、安心して学校生活が送れるようにする。
- ・本人が希望すれば、SCとの面談を行って心のケアも行う。

〇いじめた生徒には

- ・複数の教師で、いじめた生徒から事実関係を聞く。その際、事実確認と指導を混同しないように気を付ける。いじめの事実が確認された場合は、「いじめは人間として絶対に許されない」ということを指導した上で、自分の言動を十分に振り返らせ、自省を促す。家庭訪問により、事実関係を保護者に伝えて協力を求める。
- ・教師による見守りを継続し、、その再発防止に努める。必要に応じて、SSW(警察OB)や SC等の協力を得ながら対応する。
- ・指導に際しては、加害生徒を一方的に「悪者扱い」するのではなく、教育的配慮の下、本人の 成長を促すことを大切にする。

〇その他の生徒には

- ・周囲の生徒にも、いじめを自分の問題として捉えさせ、いじめを止めることができなくても誰かに知らせる勇気をもつように指導する。
- ・いじめの問題を、加害生徒と被害生徒との個別の問題としてではなく、周りの生徒を含む集団 全体の問題として考えさせ、全ての生徒が集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係 を築くことを目指す。

〇「ネットいじめ」に対して

・ネット上の不適切な書き込み等については、内容を確認の後、削除するよう生徒に指導するとともに、双方の保護者にも事実関係を伝え、ネットモラルについて共に考える機会とする。